

事務連絡
令和2年4月1日

各都道府県・指定都市国際交流主管部長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会主管部長 殿

総務省自治行政局国際室長

外務省大臣官房人物交流室長

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長

新型コロナウイルス感染症対策に係るJETプログラム参加者
への配慮について

平素より、JETプログラムの運用に御尽力をいただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する国内外の情勢に鑑み、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等に向け「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語指導助手（ALT）等の勤務への配慮について」（令和2年3月25日付け事務連絡）（別添1）が発出されたところです。

貴団体におかれましては、こうした通知や下記の新型コロナウイルス感染症に係る多言語での情報を活用しつつ、全てのJETプログラム参加者が安心して業務を継続できるよう、適切な勤務への配慮や相談対応を行うとともに、JETプログラム参加者に対して感染防止対策に関する情報提供を行っていただきますようお願いいたします。

なお、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会において作成した、JETプログラム関係者からの新型コロナウイルスに係る照会があった場合の応答要領（令和2年3月27日時点）（別添2）についても、御参考までにお知らせします。

各都道府県におかれましては、域内市区町村に、各都道府県教育委員会におかれましては、域内市区町村教育委員会に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html

首相官邸：<https://japan.kantei.go.jp/>

※新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～
（5に感染症対策に関する多言語でのチラシが掲載）

：<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

文部科学省 : https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

自治体国際化協会

: <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>

NHK WORLD : <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/news/tags/82/>

【問い合わせ先】

(総合調整・地方財政措置に関すること)

総務省自治行政局国際室 中村補佐、宇治郷事務官、吉田事務官

TEL : 03-5253-5527

E-mail : kokusai@soumu.go.jp

(在外公館での募集・選考に関すること)

外務省大臣官房人物交流室 西出補佐

TEL : 03-5501-8000 内線 3771

(ALTの学校における業務に関すること)

文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室 荒川(優)係長 板橋係員

TEL : 03-6734-3480

事務連絡
令和 2 年 3 月 25 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
情報教育・外国語教育課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語指導助手（ALT）等の勤務への配慮について

3 月 20 日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から、新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を、できる限り早急にとりまとめるよう指示がありました。これを受けて、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、別添の通り、通知を发出了しました（令和 2 年 3 月 24 日付け文部科学事務次官通知。）

当該通知における「教職員」「職員」には、各地方公共団体等が任用する、JET プログラムをはじめとする、小・中・高等学校等における外国語指導助手等（以下、「ALT 等」という）も含まれます。ALT 等が、安心して業務を継続できるよう、下記の事項に留意の上、それぞれの条例や任用規程等に基づき、適切な対応を頂けますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校に対し、附属学校を置く各国立大学附属学校事務主管課におかれては、設置する附属学校に対し、本事務連絡の趣旨についてご周知いただくようお願いいたします。

記

1. 令和 2 年 3 月 24 日付け文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において通知した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」で示したとおり、また、地方公務員については令和 2 年 3 月 5 日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長通知「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について」において示されているとおり、任用する ALT 等の服務及び業務体制の確保に関して、以下の通り適切な対応をお願いします。

（1）公立学校の職員である ALT 等の服務について

職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には自宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり職員の服務について引き続き適切な取扱いを行っていただきたいこと。

なお、職員が勤務するに当たっては、地域や学校の実情に応じて、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進することや、職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

（2）業務体制の確保について

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、ALT 等の場合は授業準備の補助や児童生徒の家庭学習等の支援などが考えられ、各教育委員会等において、当該職員の任用形態や学校の運営状況等を踏まえながら適切に対応いただきたいこと。

2. 新型コロナウイルス感染症に関連して、外国人の ALT 等に対して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷等が行われないよう対応をお願いします。

3. ALT 等が当初の計画通りに授業に参加できない場合には、例えば、指導計画の一部の順番を入れ替えたり、ICT機器を介して交流を行ったりするなど、可能な範囲で柔軟な対応をお願いします。
4. 日本語以外の言語による新型コロナウイルス感染症に関する情報については、一般財団法人自治体国際化協会が設置するホームページにおいても随時掲載していくのでご活用ください。
- ・自治体国際化協会「多文化共生ポータルサイト」
<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>

以上

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局
外国語教育推進室 事業推進係
03-5253-4111 (内線 3480)
03-6734-3480 (直 通)

応答要領

令和 2 年 3 月 27 日現在

問1 日本における新型コロナウイルス感染症拡大の状況如何。

日本における新型コロナウイルス感染症拡大の状況については、以下の厚生労働省による最新情報を確認願いたい。

厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html

また、新型コロナウイルス感染症に関する日本政府の対応については、以下の最新情報を確認願いたい。

官邸HP https://japan.kantei.go.jp/ongoingtopics/_00011.html

問2 JET参加者の勤務状況如何。

JETプログラム参加者については、基本的には、他の日本人職員と同様に、感染を避けるための、在宅勤務や時差出勤などを励行している。また、JET参加者が休暇を希望する場合、任用団体が認めれば休暇を取得することも可能である。個々の任用団体の事情により、勤務形態や休暇の取り扱いが異なる場合があるところ、まず、それぞれの任用団体に相談いただきたい。

問3 ALTが勤務する学校の状況(休校措置や再開の見込みなど)はどうなっているのか。

2月27日の内閣総理大臣の指示を受け、感染リスクを予防する観点から文部科学省が全国の学校の休校措置を要請し、ほとんど全ての小・中・高等学校が休校措置をとった。その後、3月24日付けで文部科学省が学校の再開についてガイドラインを示したところ。4月以降、各地域の状況により、授業が再開されていくことが見込まれる。(日本の学校は、3月下旬から4月上旬にかけて春期休業となることが一般的である。)

ガイドラインでは、学校再開後も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すこととしている。学校再開後、児童生徒や教職員の感染が判明した学校においては、臨時休校等の適切な措置を行うこととし、学校再開のガイドラインと同時に臨時休業のガイドラインも通知している。

また、授業が行われる場合であっても、ALTの勤務については、地域や学校の実情に応じて、他の教職員同様に、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進することや、ALTが学校へ出勤を必要としない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置をするなど、柔軟な対応を行うよう、自治体等に対して周知を行っている。

文科省HP https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (日本語)
(教育活動の再開等について)

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (日本語)
(外国語指導助手(ALT)等の勤務への配慮について)

問4 JETプログラム参加者の安全確保状況如何。

JET参加者の安全確保については、地域の感染状況等に応じ、任用団体からの指示・連絡等に従い、安全に過ごすよういただきたい。

仮にJET参加者が罹患した場合には、病気休暇を取得させることや、発熱等の風邪症状により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、特別休暇を取得させること、JET参加者

が濃厚接触者であるなど、本人が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には自宅勤務や職務専念の義務の免除により職場に出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等に則り服務について引き続き適切な取り扱いを行っていただくよう、任用団体に対し周知している。

問5 JETプログラムとして、新型コロナウイルス感染症拡大に関し、どのような対応を行っているか。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、JETプログラムとしては、JET参加者の安心・安全を確保することが重要と考えており、状況を注視しながら、対応を進めている。一例として、(一財)自治体国際化協会(CLAIR:クリア)のウェブサイトで、外国人向けに多言語により、新型コロナウイルスの感染に関する予防対策や相談センター等の情報提供を行い、ウェブサイトをクリアニュース(JETプログラム参加者へ向けたメーリングリスト)で案内した。今後も随時更新していく。
クリアHP <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/information/index.php>

問6 現在日本で勤務するJET参加者に、日本にとどまるよう指示しているのか、母国へ帰国するよう指示しているのか。

JETプログラムとして、JET参加者に対し、母国へ帰国するようといった指示は行っていない。

問7 現在日本で勤務するJET参加者が、一時帰国もしくは、JETプログラム参加を取りやめて帰国することは可能か。

JET参加者の希望により一時帰国することも可能であるが、日本政府における入国制限の措置や、帰国先の渡航情報、航空便の運航状況によっては、戻ってこられない場合もあるので、任用団体とよく相談していただきたい。

また、任期の途中で帰国することについては、任用団体とよく相談していただきたい。なお、帰国費用については、基本的に任期を満了した場合のみ支給されるものである。

問8 34期(2020年)JETプログラム応募者に関し、訪日日程変更等の影響はあるか。

4月来日については、各国の状況に鑑み、訪日日程を延期したところ。新たな来日日程は、日本政府の査証制限や、検疫強化の措置の解除、渡航が可能になること等の状況を勘案して今後決定する。

9月来日については、現時点では予定通りと考えているが、いずれにしてもJET参加者が安心して訪日し、任用団体が円滑に受け入れられることが必要であるため、今後の状況を注視しながら、必要な対応を検討する。